

共同親権運動

14号

「生き別れ」よりも「共同養育」を

2011年2月24日

共同養育センターについて

間借りさせていただいていた事務所のオーナーが引越しをすることになった。ということは間借りしているkネットも引越しをしなければならなくなった。

それを機にkネットも変わっていくことになった。

運動体としてのkネットと社団法人としての共同養育センターという振り分けをしようということになった。

社団法人としては相談やビジテーション、講座、講師派遣、アドボケイト、生活支援、啓発活動を主にやっていく。それには事務所が必要なので、国立で場所を探すことにした。ちょうど私の住んでいるところを取り壊しになると言われていたこともあって、不動産屋をまわった。自宅兼事務所という都合のいい考えが頭の中にあっただが、世の中甘くはない。不動産屋さんは口をそろえて「事務所となると大家さんが嫌がるんですよ」と言う。

去年から私の周辺に変化が起こっている。この運動だけではない友人とのつながりが広がっていつて。その人たちに「Fumiは何をやっているのか？」と聞かれると、子どもに会えなくなった話から運動の話までしている。友人は近所に住んでいる若者から外国人、世界を旅している人まで幅広い。外国から来た人と話したときは「どうして会えなくなってしまうのか」と本当に不思議そうな顔をしていた。共同養育が当たり前の国とそうでない国の感覚の違い。残念ながら語学がさっぱりな私は、ほとんどつながらない単語とまわりの人のおかげで、なんとか話が伝わるという程度なのだが。最近世界とつながっていくような気がしている。

友人が引っ越す部屋を借りる予定。法制化の運動も静かに進めている。多忙な毎日に疲れもたまっていくが、ここでへこたれてはいられない。

とにかく今やれることをやるだけ。とかっこいいことを言いつつ、やらなきゃならないことができてなかったりする。いかんいかん。

新しい事務所が落ち着いたら是非足を運んでください。(植野 史)



こんなことやります k ネット相談日、日時・第2、第4木曜日(3月8日、22日)、18:00～21:00、場所・k ネット事務所、料金2000円(1時間、1時間超は1時間毎に1000円の加算)相談日以外でもご予約の上相談は受け付けます/k ネット交流会、日時・毎月第4土曜日(3月26日)13:00～16:00、場所・k ネット事務所、参加費・500円、当日直接お越しください



原則交流・共同養育 共同親権運動ネットワーク

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-12-4 コイトビル3F

電話 03-5909-7753 FAX 03-5909-7763 メール info@kyodosinken.com

ホームページ <http://kyodosinken.com/> ブログ <http://oyakojimukyoku.seesaa.net/>

三菱東京UFJ銀行新宿中央支店(普)3166777一般社団法人共同親権運動ネットワーク

日本の司法への疑問

A. H.

アメリカから日本に戻り、半年が経過しました。子どもをアメリカから日本に連れ去られてから調停のたびに1年以上、アメリカと日本を往復していましたので、日本の調停がいかなるものかが少しは見えてきたとはいえ、日本に戻ってからこの半年、日本の異常性を痛感する日々を過ごしています。この様な社会状況を何十年も放置した日本の異常性を理解できないとともに、ネットによりあつという間に情報が世界を駆け巡るこの社会で、日本の司法がこの様な状況に何の疑問も持たず、しかも強化していることに驚きを感じざるを得ません。日本の司法および社会に下記のような点で、疑問を抱いています。

①単独親権制度が子の福祉に適う、その学術的根拠は何なのでしょう？ 欧米では親が離婚をしても子どもは両方の親によって育てられるべきという共同親権・共同養育の考え方が根付いています。脳学者、精神学者、臨床心理士、児童教育といった様々なジャンルの専門家から多数の研究論文が発表され、子どもの最大の利益のために共同親権・共同養育は完全に支持されています。

日本の司法が単独親権を子どものために支持するのはいかなる学術的根拠に基づいているのでしょうか？ 何十年も前の学術的根拠を今でも保持し、まるで天動説が正しいと、この情報化社会でも言い張っている気がしてなりません。

②連れ去り親を必ず守り、連れ去り親が圧倒的に有利となる司法の異常性。私は日本で主に教育を受けました。日本での教育において、先に連れ去った方が圧倒的に有利という道徳観や倫理観を育てることは一切なかったと確信しています。しかしながら、そうした日本人の道徳観や倫理観を無視し、連れ去り親が圧倒的に有利になる異常な社会を司法は築き上げています。子どもを連れ去り、片親に会わせないということは欧米だけでなく多数の国でも明らかな人権侵害と考えられています。アメリカでは人権侵害でありかつ犯罪となります。英語では法務省のことをMinistry of

Justice、最高裁判所のことはSupreme court of Justiceと言います。Justiceの本来の意味は「正義」です。日本の司法にはJusticeの意味を一度真剣に考えていただきたいと思います。アメリカではJusticeとは何かを必死に考え、守ろうとする裁判官が市民に支持され、昇進していきます。

③子の連れ去り別居は日本の文化と発言する異常性。この様な文化があつて良いのでしょうか？ 連れ去りは文化の問題ではなく、明らかに人権侵害です。はたして子を一方的に連れ去り、しかも会わせないことは守っていくべき日本の文化でしょうか？ 世界から子どもを連れ去り日本が非難される中、あたかもこれは日本の文化だといった国会議員や法曹界からの発言に衝撃を感じざるを得ません。そうした方々がこれは人権侵害だという認識を持つまで、日本は世界中から拉致国家として非難を浴び続けることでしょう。

④捏造DVの異常性。子の連れ去り人権侵害を世界にも広げ、日本に子どもを連れ去って初めてDVと言い出すと世界各国から日本は非難されています。アメリカではDVをすれば逮捕されますし、近隣の方々も警察に通報します。先日大手メディアの方から取材を受けました、その方はDVで日本に逃げてきたと言う多数の方と会い、実はDVの定義が欧米と日本では明らかに異なることを実感したそうです。なおアメリカは何度も公式に日本に子どもを連れ去られたケースでDVは無かった、日本は何でもDVとすると発言しています。日本に帰国し捏造DVを仕掛けられた方の多さに驚きました。弁護士モラルの低さなのか社会のモラルの低さなのか分かりませんが、domestic violenceという英語を、本来の意味とは全く異なる拡大解釈をするという社会の怖さを感じます。また、日本ではDV相談は女性相談所という名称が多い様ですが、公共機関が女性だけを対象とするという男女平等の精神に反する大胆さに驚きを感じざるを得ません。

なお最後にNational Organization for Womenというアメリカの巨大フェミニズム団体で70年代に会長をしていたKaren DeCrowというNational Women's Hall of Fameにも選ばれた世界で最も著名なフェミニストの言葉を紹介させていただきます。Karen DeCrowは、女性にとっても共同親権・共同養育はベストな選択と明確に述べています。

"If there is a divorce in the family, I urge a presumption of joint custody of the children. Shared parenting is not only fair to men and children; it is the best option for women. After observing women's rights and responsibilities for more than a quarter of a century of feminist activism,

I conclude that shared parenting is great for women, giving time and opportunity for female parents to pursue education, training, jobs, careers, profession and leisure. There is nothing scientific, logical or rational in excluding men or forever holding women and children as if in swaddling clothes in an eternally loving bondage.

共同親権・共同子育て 車座集会

戸籍・結婚・共同親権

本講演録は、2009年10月24日に開催した集会の講演録です。紙面の都合上、講演の内容は編集者の手によって大幅にカットされています。また齊藤さんの講演に関してはご本人に確認を取りましたが、佐藤文明さんは、今年はじめになくなったため、佐藤さんの発言録に関する責任はすべてkネットにあります。佐藤文明さんのご冥福をお祈りいたします。

宗像 今日は戸籍と結婚と共同親権の問題について、フリーライターの佐藤文明さん、向かって右側が齊藤笑美子さんです。憲法が専攻で茨城大学の教員の方です。

私たち、結婚するとき、入籍っていうんですけども、籍に入るわけです。そのことと、共同親権になったときに、戸籍と共同親権というのはどういう関係があるのかとか、あるいは、フランスでは結婚という形ではないパートナー関係というものがある法律によって定められているわけですけども、そういう婚姻外のパートナーシップの可能性ということについて、いろんな論点はあると思うんですけども、結婚という、法律婚というテーマをもとに議論してみたいと思っています。特段、こういうふうにすべきだとか、こういうふうになっていくだろうという主張は主催者のほうではあまり考えていませんので、自由に発言していただきたいと思っています。



■戸籍と民法

佐藤 戸籍の制度を研究している佐藤といいます。戸籍制度という仕組みですね。届出婚、役所に行って入籍という手続きをします。戸籍を届けますと、戸籍の原本には入籍というふうに記載されるんです。ですから、結婚について、入籍というふうに言う人がいまだにいるということですけど、日本だけがそういう仕組みをつくっているんです。

結婚というのはそれ自体、定義するのはとても難しいんですけども、でも、ごく自然に昔からどこの民族もそういう仕組みをつくって、それぞれに暮らしてきた。なんとなくわかった気になって

いるわけですけども。これを制度として法律としてきちんとしていったというのが結婚制度、あるいは婚姻制度ということになると思うんです。その婚姻制度というのを定めているのは民法という法律だということはお存じだろうと思います。

戸籍制度ってじゃあいったい何なんだということですね。日本の場合、戸籍に届けられないかぎり、民法上の結婚とはならない、つまり、法律婚をしたということにはならないんですね。ですから、役所に届けに行く、婚姻届けを出しに行くということですね。

ほかの国にもいろんな結婚の仕方があります。結婚というのは結婚をした瞬間に成立する。結婚しましたということになるわけですが、役所に届けるという行為は、昔から結んできたいろんな結婚のやり方とは全然違うことなんですよ。不自然なんです。男と女が出会い、結ばれるというごく自然な流れの中で起きることではない。なんか違和感がある。日本が戸籍の届けをつくったときからその違和感を感じている人は非常に多かったと言っていると思います。これが戸籍制度です。

みんな何となく民法というのはわかっている気になっているわけです。人と人の関係を法律が定めている、人と人との関係の中身、法律によって、こういう手続を踏んだ人はこういう中身、つまり、身分関係を結び合ったんだということが書かれているのが民法ですよ。戸籍というのは中身のことは書かれていない。そうじゃなくて手続のことが書かれている。中身を手に入れるためにはどういう手続をする必要があるか。これが書かれているのが戸籍法なんですよ。その手続を踏まないかぎり、中身が手に入らないわけですから、とても大事なものです。こういう手続をとったから、こういう中身が手に入るという日本の仕組み、考え方をほかの国はあまり重視していないんですね。こういう実態だからこういう中身が生まれているんだというふうにもものごとをとらえようとするんです。

つまり、こういうふうに生きているんだから、こういう権利義務が生まれる。それを役所も国も

認めるんだということで、この二人は結婚している。既にでき上がっていることを役所は追認するんです。その前に、実際には婚姻関係は生まれてきている。社会がつくり上げた婚姻関係は既にできている。役所はあとから知った時点で、はい、わかりましたということで追認する。これがどこの国もどこの社会も当たり前の考え方なんです。そして追認した関係については、こういう中身を与えますよというのが民法なわけです。

ところが、日本の戸籍制度というのは追認じゃないんです。社会関係の中であらかじめでき上がっている関係は全然認めない。そんなものはないんだと。ただ役所に届けた瞬間にすべてができ上がったということになるわけで、その前には何もなかったという発想をするわけです。これは非常に乱暴な考え方で、役所にとっては都合がいいんです。自分の管理する外で起きたことは一切無視してしまっただけです。こういう発想で戸籍はできている。

人がつくり上げてきた暮らし、人生、そこに価値があるわけですね。それを大事にしようと思ったら、届出があるかないかだけで全部切り捨ててしまったりすることは本来できないはずなんです。それを日本はやってきた。それが戸籍制度なんですね。

■手続きが民意を封じ込める

さっき、民法というのは人間関係の中身を決める法律だと言いましたが、戸籍はそれを手に入れるための手続を決めている法律だと言いました。この手続というのはこの国では非常に重要なんです。中身以上に重要かもしれない。それはこの国の法律のでき方を見てみるとわかるんですが、民法と戸籍法はどちらが先にできていたか。戸籍制度のほうが早いですよ。戸籍法のほうが先にできているんですね。明治の最初に戸籍ができていますが、まだ民法がなかった。日本は民法なんてつくろうなんて思ってなかったんです。民法なんか要らなかったんです。民法がなくても人の暮らしというのは戸籍法だけで規律できるんですよ。手続法でそんなことができるのかと疑問に思うかもしれないけども、できるんです。それを実際やってきたわけですね。つまり、民法ができるまでの日本というのは戸籍制度で全部身分関係を規律してきたんです。

これは結婚にしてもそうです。例えば民法が結婚は男が18、女が16以上でないとできないみたいなね。規律を民法が定めていようがいまいが関係なく、そういうものが全然ない時代に、それと同じことをやろうと思ったら、戸籍窓口で若い

人の結婚届が来たときには追い返せばいいわけですよ。あんたたちは結婚できません。手続上受理できませんと。全部が全部、そういう形で、窓口でこれはよろしい、これはだめ、こんなものこの国では認めません、それだけで全部やってきたんです。

役人の頭の中だけでこういう社会をつくりたいから、こういう届出はだめ、こういう届出ならよろしいと、勝手にやってきたわけですね。じゃあ、その役人の頭の中には何があったか。これが日本的な家制度というものなんです。家制度にかなった届出はよろしい。家制度に反する届出は認めない。つまり、民法ができる前から、この国はそういう家制度を戸籍によってつくり上げていたんですね。

明治のときに民法典論争というのが起こります。最初、フランス型のボアソナード民法というものをつくって、日本にも適用しようとしたんです。日本は民法をつくる必要はなかったんですが、それは戸籍があったからですね。じゃ、なんで民法つくったのかといいますと、日本も世界の一流国並みにしなければ、不平等条約の改正がうまくいかない。そのためには民法が必要だったんです。つまり、外向きの顔です。ボアソナード民法はこの国には合わないぞというものすごい反対が起きて、ボアソナード民法は延期されて、そして新しい、この国によく合った民法が生まれるんですね。これが明治民法といわれているものです。戦前の民法ですよ。この民法のおかげで、女性たちは非常に大きなマイナスを背負うことになるわけです。これは家制度のことを調べるとわかると思います。

どうしてボアソナード民法が潰されて、明治民法が施行されていったかという、いろんな議論がされていますが、一口で言ってしまうと、それまでの戸籍が勝手につくり出してきた家制度の仕組みと、ボアソナードの民法は合わなかったんです。矛盾があった。それに対して、戸籍制度がそれまでやってきたことを、つまり家制度の仕組みをそのままコピーして、民法典らしく見せかけた、民法のようにつくりかえた。それを出したから戸籍制度と矛盾が起きなかったんですね。これが明治民法として施行されていって、戦前の日本社会をつくり上げていったわけです。戸籍制度というのは手続法に過ぎないくせに、戦前の男と女、あるいは家族、社会のあり方、全部を決めてしまったぐらい重要なことですね。手続でそれをやることのできる。だから、戸籍というのはばかにできない。恐いものなんですね。

問題なのは、戦後日本に今も戸籍制度があって、やはり一定の役割をはたしているということなん

です。実は戦後、憲法が改正され、民法がかなりマシになった。その中でもまだ戸籍という手続法が実はのさばっていて、いまだに手続が大事というところでは変わってないんですよ。

民法というのはある程度、民意を代表しているわけです。だから、人々の暮らしが変わり、意識が変わっていけば、法律を改正したいという思いが出て、その改正運動が起こります。戦後もいくつか民法が改正されています。ところが、戸籍という手続ということに対しては関心が薄いし、実際、手続というのは役所の内部のことですから、直接、その手続がどういうふうに分身に降りかかってくるのかピンと来ないんですよ。そうすると、役人だけが勝手にその仕組みをつくり出すことができます。

だから、民法学者はたくさんいて、いろんな意見を言いますが、戸籍学者、戸籍研究者はほとんどいないわけです。それは全部役人にお任せ。法律に何にも書かれていなくても、窓口に行っていまだに追い返されますよ。こんなものためです。

わかりやすい例で、悪魔ちゃんという出生届を出した人がいますね。悪魔ちゃんという名前をつけたらいけないよという法律はどこにもないですよ。それなのに窓口で拒否されたでしょう。手続が法律を超えてしまっているんです。悪魔はだめで天使はいいというのはだれが決めるんだといったら、役所ですよ。全然、民意を反映していない。これができるというのが戸籍制度の不思議さ、おかしさです。

怖いのは、みんなの意見が違う、民法を改正しようという要求が出てきたときに、手続がそういう意見を封じ込めてしまうことができるということなんです。夫婦別姓の法案が出てきたときに、その子どもはどうするんだという話になりますよね、子どもの名字。どっちの姓を使うのか。子どもが生まれてきたら、一人一人、妻の氏、夫の氏と振り分ければいいのかという意見がありますけども、役所の誘導論があるわけです。こっちにしてもらおうという。それは何かと言ったら、あらかじめ子どもの氏は決める。つまり、何人生まれても全部どっちかにすると。つまり、婚姻届を出すときに既に、まだ生まれていない子どもの氏を決めてはいけないという方向に誘導したがつているんですよ、役所というのは。なぜか。夫婦別姓でも、夫婦の戸籍を別々にしたくないからなんです。夫婦で同じ戸籍をつくるには、どちらかの氏を代表にした戸籍簿をつくりたい。だから、あらかじめ子どもをどちらかの氏に決めてもらえば、その親を代表にした戸籍簿がつく

れるわけです。そうすると、今の戸籍とそれほど変わらないです。もちろん、それはほんとの意味での平等とか、個人の尊厳とかいうものに制限が加わってしまうわけですね。ほんとは別々の戸籍のほうが僕なんかはすっきりしていいと思うんだけど、できるだけそうさせない圧力が働いているわけで、これが戸籍制度なんです。

今日のテーマですよ。例えば、共同親権みたいなものが、もし仮に成立するにしても、そのときに戸籍制度が邪魔をする可能性がある。つまり、戸籍制度の運用がもっとうまくいかなくとまずいで、何とかそういう流れを止めたい。あるいは流れを変えたいというふうな発想が役人の側にはある。手続の管理する側にはあるんですよ。だから、それをクリアして新しい仕組み、新しい制度をつくるというのが、戸籍制度が何なのかということを知った上で取り組んでいかないと、妨害されるということですね。

もうちょっとかみ砕いていうと、一つの例ですけど、離婚したときに子どもの親権は必ず定めなくてはならないですね。これを決めないと離婚できないわけです。このこと自体、僕は共同親権を認めるか認めないか以前で、それ自体が変だと思っています。子どもの親権についての協議が整わなくても、離婚は離婚で成立してもいいじゃないですか。実際破綻している結婚を、そのまま維持しておく必要なんか全然ないんです。だけど、子どもの親権についてはまだ協議中と。

■契約の安全性

この発想の裏には、親権をどちらかに定めなければ困る人がいるからなんです。それは誰なのか。子どもではないですよ。両親でもないんです、実は。第三者といったらいいんですかね。つまり、親権の中身がいろいろありますけれども、とりわけこの国が気を配っているのは、未成年の契約に対して、親権者が同意しなければならないということがたくさんあるわけですね。この場合の契約の相手方、つまり第三者、契約の安全性を確実に保障すると。そのためには親権者が明確になっていたほうが都合がいい。もっと別な言い方をすれば、親権者が定まっていなければ、契約の安全が図れないというふうに考える人が多いんです。だから、離婚するときには必ず親権者が決まっていなければいかんと。戸籍を見ればだれが親権者かということがわかってなきゃならないというのがこの国の役人たちの頭の中にある考え方です。

だけど、ほかの国には戸籍制度がありません。そういうものは問題が起こったときに裁判で決着させればいい話じゃないですか。ことが起きても

いないのに、あらかじめ第三者の契約の安全のために決めておく必要なんかないじゃないのかな。考え方の問題ですね。

だけど戸籍というのは、第三者、あるいは国が確実に管理していくことができる手段としてあるわけです。だから、第三者の契約を脅かすような仕組みはつくってほしくないという発想が根底にはある。こういう発想の仕方はこの共同親権を確立する上でも邪魔になります。つまり、戸籍制度の背後にあるものの考え方というのは、共同親権をできるだけ許さないという方向性を持っていると考えたほうがいいと思います。

つまり、僕が言いたいのは戸籍簿の役割、あるいは第三者の契約の安全性を保障することを重視するような発想ということはもうやめなくちゃいけないんです。つまり、戸籍の仕組み、手続で人を縛るような考え方を大事にする、日本がこれまでやってきたやり方というのは僕らが生活の中で、暮らしの中でこうしたいといういろんな思い、願いというものを踏みにじる可能性があるんですね。

だから、戸籍的な発想というのはやめたほうがいい。そうではなくて、そういう手続は無視してでも、ほんとの幸せというのは何なのか。そのためにはどういう仕組みをつくったらいいのかということをもっと正面から考える、そしてそれが反映できる仕組み、社会、法律が必要だろうと思います。そのためには戸籍が邪魔ということですね。



■フランスの共同親権

齊藤 齊藤笑美子です。私は一応、本業は憲法学者というか、憲法を大学で教えている教員です。地方国立大学で教えています。家族とかプライベートな領域での人権問題に関心がございまして、対象をフランスの家族法などで、自由であるとか平等であるとかといった問題がどういうふうに関連しているかということに関心を持って研究してきました。

特に関心をもっておりますのは、あとでお話いたします同性のカップルも含めた、つまり男女のみならず、男男、女女のカップルも含めた婚姻制度やパートナーシップ制度に関心があります。親権に詳しいわけではないのですが、そういう新

しい仕組みがフランスでできていくときに重なるようにして、親権に関する法律も変わってきました。ですので、共同親権の問題が、フランスの家族法改革の大きい流れの中にどのように位置づけられるのかということをお話して、日本法への示唆を示せればと思って、きょうは準備をしてきました。

現行のフランス民法典では、共同親権が認められています。

まず最初に、親権は父と母が共同で行使するというのが大原則として、民法典の親権の編の一番最初に来ます。父と母が共同で行使するというのが原則でして、父と母が共同で行使なので、父と母が夫婦である必要はないということになります。従って、法律婚をしていない場合も、父と母は親権者になるということです。それから、この大原則から当然に出てくることですが、両親の離別が親権行使に影響を与えないということも条文で確認されております。つまり、父と母であれば、法律婚するかしないかということにかかわりなく、あるいは法律婚したあと、別れることになったとしても、そのこととは関係なく、父と母という、親という資格で行動するというのが原則になっているわけです。

離婚後の親権は原則的に両親のそれぞれが持つことになり、そうすると、親権から実際に監護するという部分が分離されます。「親権者＝監護をしている人間」とはならないので、親権者というのは二人いて、実際に子の監護をする人間がだれなのか問題になる。監護も実際は共同なんですね。そうすると今度は、主たる居所をどちらにするかという問題が、親権者が誰かということとは別に出てきます。したがって、別の条文で、子の居所は両親のそれぞれにすると。交互にそれぞれのところに子の居所を定めるか、あるいはどちらか一方の親のほうに恒常的に定めるかということを選ぶということになります。居所は原則両方です。どちらか一方にするということもできます。

親権を行使しない場合、つまり、親権者ではない場合でも、子の扶養と教育を監督する権利義務を親は持ちます。面接交渉権は重大な理由がある場合を除いては、親権者とはされない親についても拒絶されてはならないということです。「親権」がいろんな要素に分離しています。親権者が原則的に一人じめするということではなくて、親権は両方にある、親権の中にあるいろいろな機能についてはバラバラに定めるということで、居所をどうするか、それから親権を行使しないとしても、面接交渉権をどうするかということを別々に考えるようになっております。これが大体の枠組みでして、実際これはいろいろ大変なところもあるよ

うで、居所をそれぞれの親に交互にするということになりますと、平日はどっち、週末はどっち、クリスマスのバカンスはどっち、夏休みのバカンスはどっちの親ということも全部決めなくてはならないことになります。それはもう別れた親どうしで約束をかわして、それを裁判所が承認するという手続をとりますので、それに違反すれば、刑事罰も覚悟しなければいけないというようなこともあり得るわけです。ですので、それは大変であり、かつ公権力の支援とか介入というものを要求する制度になっています。

それが大枠ですが、80年代からこういう方向への改革が進んだのであって、それまでは共同親権ではなかったわけです。2002年以降の改革で、こういう形が決定的になったのです。この問題を現行フランス家族法の大きい流れの中に位置づけてみることによって、日本が今どういうところにいるのかがよくわかると思います。共同親権が、どのような家族法の中で、どのような社会一般の条件の中で出てきているかということを考えてみたいと思います。つまり、社会がどうなれば、こう考えられるようになるのかとか、実現できるのかということです。

■家族制度の自由化、契約化

まず一つ目に、家族生活の自由化、契約化という傾向がフランス家族法の中にあります。それ以前に平等化という問題もありまして、これは夫婦間の権利義務を平等にするということから始まっています。フランス家族法は日本民法と比べて、もともとはそんなに進歩的ではなくて、60年代とか70年代を通じて、夫婦間の権利義務の平等化というのが図られてきましたので、日本の今の民法、改正されたのが戦後すぐですから、日本のほうが法律だけ見ればその時点では進んでいたのです。とにかく、平等化という契機がありまして、その後は自由化とか契約化といったことがよく言われるようになりました。

その一つとしてきょうは新聞記事を別に持ってきたのですが、このボックス、私はカタカナで読めますが、新聞のほうでは連帯市民協約というふうに訳されています。これはパクト・シビル・ド・ソリダリテというフランス語の直訳です。これは何かと言いますと、18歳以上の成人どうしが共同生活の契約を結ぶことで税法上の特典などの権利を付与される制度で、法律婚に似ているけれども、それよりもはるかに自由度が高い。

どういう点で自由度が高いかと言いますと、フランスの場合は純粋な協議離婚というのがないので、離婚するときには、常に裁判官の介入があり

ます。日本より自由度は低いです。もしかしたら、文明さんが先ほどお話になったことと少し違うことを私は言っているかもしれませんが、日本のほうが離婚に関しては形式的には自由度は高い。フランスは簡単にはさせません。権利義務もフランスの法律婚のほうがやはり重いです。そういうものに対するアンチ・テーゼというか、それとは違うものとして、こういう共同生活契約が出てきているという背景があります。

ボックスが特徴的なのは、異性カップルのみならず、同性間でも利用できるということです。したがって、もともとは同性愛者の権利要求に応える形でできた制度です。ただ、どうせつくるのだったらということで、同性愛者だけではなくて、それから、保守派からの批判をかわすためにも、法律婚制度とは別の共同生活の枠組みをつくるということで、こういう新しい制度をつくったのですね。「自由が魅力」と書いてありますけども、自由が魅力というのはさっき言ったように、法律婚が重いということからくるわけです。解消も簡単です。法律婚すると解消は本当に大変で、フランス人は離婚をほんとにドロドロになってやっていますので、それとの対比でこういうものが出てきているということです。

こういうものは「私生活の契約化」と呼ばれているものの現れです。契約化というのは制度としての法律婚に対する契約という意味です。ここで言っている制度というのは、当事者の自由では変えられないものという意味で使っています。ですから、法律婚というのは当事者の自由な意志では変えられないものとしてある。それに対して、こちらのボックスというのはあくまで契約なので、それは普通の経済的な契約でも同じですけども、基本的に当事者の合意で中身を変えてもいい。ですから、実際、どういうふうにお互いの財産関係を処理するか、お互いの家計の費用負担をどの程度にするかということを自由に決めてよろしいということになります。それを契約として書いて登録するということをするのです。本当に契約です。婚姻にもそういう側面がないではないし、日本の民法でも財産関係に関してはそういうことはできます。実は、日本の法律婚に近いような制度をフランス民法につくったという見方もできます。とにかく自由の側面が大きいということで、今では同性カップルだけではなくて、多くの異性カップルに利用されるということになりました。もともとは同性愛者のための制度だろうと言われていましたが、実際は制約というか、重い法律婚を嫌って、異性カップルがかなりこれを使うようになったということです。

ただし、この制度は親子関係に関する定めは一

切ないんですね。パックス、つまり連帯市民協約というのを結んだとしても、そこで生まれてきた子どもはそのパックスの相手の子ともというふうに自動的になるわけではない。親子関係はパックスに関係ない。親子関係とは別問題で、これは単なるカップル間の共同生活の契約としてつくられたものです。法律婚制度が、法律婚の夫婦で生まれてきた場合は自動的に夫を父とするというふうになっているのと決定的に違います。つまり親子関係と法律婚というのは、ある程度結びついてますね、日本でもフランスでも。でも、パックスは切れています。完全に別問題としてあるということです。親子関係についての定めはありません。

■カップルと親子は別問題

それから、そのこととかがわかりがありますが、フランス家族法全般の傾向として、カップルと親子は別問題として扱われます。だから、法律婚であるとか、パックスであるとか、事実婚であるといったカップルの問題、カップル間の財産問題とか、扶養義務とか、貞操義務とか含めてですけど、そういったカップル間の権利義務はそれはそれとして親子関係とは別に扱うと。

それとは別に、親子関係は親子関係で扱うというふうに、家族法全体がなっています。ですから、父は結婚してようがしてまいが父。母は結婚してようがしてまいが母。で、母や父が実際、現在誰とつきあっているかは関係がない。母は母に、父は父にとどまるということで、離別後の共同親権という発想が可能になるのです。親子関係とカップル問題を切り離すということで、離別後の共同親権という考え方が可能になっているということです。

それから、そのカップルと親子の別問題ということに関してつけ加えますと、同じことですが、嫡出子も非嫡出子もない。そういう概念自体がありません。これはヨーロッパ全体がそうですが、そういう区別はもうしない。つまり、父親というのはこういうふうに決定する、母親というのはこういうふうに決定するというように、それぞれを個別に法律中で決めておくので、この父はこういう状況で、こうなった人、この母はこういう人でこうなった人。当然、認知についての定めもあるし、いろんなケースについて細かく定めた上で、父子関係と母子関係をそれぞれ別々に規律している。その父と母が夫婦である必要はない。嫡出子と非嫡出子という言葉自体が、すでに消滅しています。

相続分区分もそれ以前に廃止されています。これは日本でまだあります。民法900条4号但し

書きにあるように、嫡出でない子の相続分は嫡出子の2分の1というふうには日本ではなっていますが、それはフランスでは70年代に廃止されて、今では概念自体を廃止したということです。つまり、「子」しかいないということです。手続上はどういうふうに親を決めるかというところで区別はありますが、身分としては子を区別しない。だから、それに関して、婚外子か婚内子かで法律上の効果が変わってくるということはない。相続分が変わってきたり、親の権利や義務が変わってきたりということはありません。そういうことが、身分上の区別はないということで、共同親権の発想に結びつくような、ほかの法律の規定があるということです。結婚してなくても、親は親だということです。別れても親は親だということに当然なります。離婚しても親は親だということになります。法律婚と親の決定の仕方というのは切れているということが全体的な傾向としてあります。ですから、これは、日本でこういう問題を考えていくときは、ぜひ婚外子の問題も一緒に考えていただきたいなというふうに思っています。同じ根っこの問題だというふうに思いますので。

そういうことで、カップルと親子関係は別の問題として扱われるということがあります。そのことを前提として、さらに今起きていることをつけ加えますと、カップルと親子関係をもう一回くっつけるという傾向が生まれつつあります。それはどういう文脈で行われているかということに注意が必要ですが、いったん切り離すというのは今言ったようなことです。

■「再構成家族」

くっつけるというのは、資料の2ページ目ですが、「再構成家族と第三者の地位」というところに書いたことです。前提としてフランス等の先進国では離婚率が非常に高い。そこで自分が離婚をして新しいパートナーができると、そのパートナーと自分の子が一緒に暮らすということはもう日常茶飯事であり得るわけです。そうすると、子にしてみると、自分の親ではない人と暮らすという状況になるわけです。現実の生活では同じ屋根の下で暮らしていますので、法律上は親ではない人が自分に対して親のような役割を果たすということはもう普通にあるということです。ですから、子から見ると、自分のお父さんとお母さんがいるけど、二人は別々に暮らしている。自分はお父さんのほうと暮らしている。そうすると、お父さんに新たな出会いがあれば、お父さんの新しい奥さんやお父さんのパートナーと暮らすことになる。

そうしますと、自分の家に父親とお母さん、継

親のような人がいて、それとは別に法律上のお母さんが別に暮らしていて、その法律上のお母さんにさらにパートナーがいる可能性があります。お母さんのところにいけば、その家ではそのお母さんの相手が自分にとっての親のような役割を果たしますので、親と親のような人が最大4人いるという状況がありうるのです。

この第三者の役割をどうするかということですね。法律上はまったく親ではないので、法律上の権限というのが基本的にはない。でも全然ないということだと子育て上困るわけですね。なので、この人に何とかして地位を与えようということも同時に出てくる。これは現実のカップルの暮らしと親子関係をもう一回別の形で結合させるという方向での変化もあるということです。日本の当事者の皆さんにとって、この変化が持つ意味はアンビバレントかもしれませんが、一応、そういうところまで行き得る問題です。

それで、第三者の地位、継親の地位をどうするかということを今議論しています。最近の統計では、18歳以下の子どもの1200万人が再構成家族状況で暮らしているということです。これを放置はできないので、親のような役割を果たしている第三者に、何らかの法律上の地位を与えることができるようになりつつあります。これは、具体的には親権の一部分を親が第三者に委譲するということを指します。法律上の親である人が、第三者に親権の一部を譲ることができるようになっています。

それから、それともかわりますが、「同性親の登場」があります。これは新たに出てきていることで、新聞記事にも「同性間に課題」というのがあります。あくまで、同性カップルは法律婚できないという状態に現行法では置かれているので、今のまま、ボックスが親子関係と分断されている現状では、同性カップルが二人でカップルとして養子縁組をして、子をカップルで迎えるということとはできない。それをどうするかということが今議論されています。「同性愛カップルによる養子縁組の可能性」というふうにレジュメに書きましたが、これは実現しているわけではなくて、今盛んに議論されていますよということで、可能性として書きました。

同性カップルによる養子縁組ができるということになりますと、お父さん二人、お母さん二人がいるという状況で、両親が同じ性別だということになります。これが何を意味するかというと、生物学上の子どもじゃないというのはパッと見てわかるという状況が出てきますので、親というのは生物学上の親とは限らないということをはっきり認めることになります。考え方の転換をものすごく

迫る変化だと思います。そうすると生物学的なつながりを前面に出して親の権利を主張するということはもうできないことになるはずです。実際に誰に養育させるのがいいかという観点から、親を決定したり、親権を決めたりというふうになっていくという可能性を示しているような気がします。同性カップルの養子縁組ができるようになっていく国は結構ありまして、オランダもベルギーもスペインもイギリスでも、スウェーデンでも、同性カップルで養子縁組ができるようになっていきます。フランスはこの点に関しては遅れている国になろうかと思います。

ということで、全体的に今、述べてきたことをまとめますと、法律婚と親子というのは結びつけない、一回切りはなした上で、そのあとにできてくる結合の形態にあわせて、親子関係規定を調整するというをしているように見えるということです。

■法律婚の保護の程度

これがフランスの状況ではないかと思います。日本への示唆ということを考えていく上で外せないと思うのは、先ほど言ったような、法律婚の保護の程度が全然違うということです。日本の場合は、イデオロギー的には法律婚というのは重い。それは文明さんがおっしゃったように、戸籍制度があるためだと思います。戸籍制度があることによって、法律婚というのは正当性を持っているわけで、法律婚してないと、人間扱いされないような状況があるわけですが、そのわりには、実は日本の法律婚はボックスに近いと言われてます。つまり、権利義務の保障は弱い。別れるときも自由だし、財産分与も弱い。つまり、家族内の弱者保護機能が弱いということも言われています。

そういう意味では全然違うので、あまり比べて、フランスはこんなに自由化しているから、日本も自由化でいけばいいんだという議論については、私は少し疑問に思っています。私の考えは文明さんの見解とは異なるかも知れません。

司法の役割もフランスのほうがずっと大きい。司法が、配偶者の保護や親権に関しても大きな役割を果たしています。夫婦間で親権に関しての協議が整わなければ、裁判官が強制的に決定し、それを守らなければ、今度は強制執行ですから、当事者の合意を強制的に守らせるということまでしなければならなくなります。ですから自由化することによって司法及び公権力の介入は大きくなると思います。共同親権の実現にも、司法の役割は大きくなるということを皆さんに一つ言いたいと

思います。

なぜなら子どもの奪い合いというのを防がなければならないからです。囲い込んでしまったほうが勝ちという状況はやめなければいけない。奪い合いを防ぐために、自分の実力行使で奪ってしまえということはやめさせなければいけない。そのかわり、そういうことをしたほうがやり得にならないようにするために、結局、国家の介入を別に用意して救済する仕組みをつくっておかないと機能しません。だから、司法の役割が大きくなるし、国家介入も大きく成り得る。それをいいととらえるか、問題だととらえるかは、判断の分かれ目ですが、大きくなると思います。

それから、「ジェンダー到達度」というふうに書きましたが、これは日本とフランスの重要な相違としてあると思います。つまり、男女間の権力の格差がどの程度あるかということかというと、フランスのほうが、ないとは言わないけど、小さいと思います。賃金格差が二割程度ですね。日本よりは狭いです。ですから、もし単純な自由化路線を日本の法律婚で実現した場合、恐ろしいことになるのではないかと危惧しないでもありません。フランスとのもとの違いとか、社会的な背景の違いを考慮して、家族法の問題を考える必要があると思っています。



—— 休憩 ——

■婚姻制度の重たさ

佐藤 離婚の自由というか、それ以前の問題として婚姻制度の重たさという、さっき齋藤さんが別な言い方をしていましたけども、その重たさというのは、たしかに圧倒的にキリスト教社会、ヨーロッパのほうが強かったわけですね。だから、離婚もしにくい。離婚が許されるようになったのは最近のことですからね、ヨーロッパにとっては。日本の場合は、明治に法律婚制度ができたときから、非常にゆるい婚姻の内実、重さがあって、逆にいえば、離婚をするのも簡単というね。協議離婚という非常に簡単な方法が日本にはあるわけですね。婚姻の軽さ、重さの違いは、戦後の日本でも問題になっていまして、日本でももっと重くし

たほうがいいんじゃないかという考え方が、とりわけ、女性を保護しなければという人たちから、これは法律家ですけど、そういう声が強かった。戦後ずっとそうだったんですけど、それがだんだん変わっていくんです。それはなぜがといたら、欧米のほうがむしろ一貫して婚姻の中身を軽くしていく方向に突き進んでいくわけですね。離婚の自由が生まれていくわけですが、そのほかのことでだんだん中身を軽くしていく方向に進んでいっているわけですね。

それに対して日本だけが、ヨーロッパよりも日本は軽すぎるから重くしたほうがいいんだ、結婚というのは神聖なものなんだ、そういうふうにしたほうがいいんだみたいな考え方をしていたんですが、欧米の動きを見ていて、やめていくんですね。それが今、どっちになっているのかなという。日本もある意味でヨーロッパの発想に近くなっているし、ヨーロッパの結婚の中身の重さというのも日本の協議離婚に近くなっているということで、接近してきている。どっちもどっちという部分もたしかにあるし、それにもかかわらず、仕組みとしての違いというのは歴然としてあるんですね。僕自身もどっちと判断ができないものがたくさんあるんですけども、大きな流れとして言えるのは、結婚の中身が軽くなっていく方向はこれからも動かないと思います。

中身が軽くなるということはどういうことかというと、一つは結婚がより広く受け入れられるんです。つまり、今まではこういうカップル以外は結婚しちゃいけないよと。こういうカップルだけに許される結婚制度なんだという枠をどんどん大きくしていく。こういうカップルでも、こういう関係でも結婚でいいじゃないかというふうに広がっていくということが一つの方向です。

それからもう一つの方向は、それで結婚しても、結婚しない状態とそんなに変わらない。その差がどんどん減っていく。この両方が進んできたし、これからも進んでいくだろうと思っています。

■安上がりな行政をしていく仕組み

——そもそも戸籍はデータベースみたいなものなのか、あと、民法より前からあるというお話だったんですけど、いつから戸籍制度があるのか。戸籍の目的とか、戸籍が理想とする家族像みたいなものが今の日本にあるのかどうか、教えていただければと思います。

佐藤 戸籍法ができたのは明治4年です。実際に施行されたのは明治5年です。ですから、日本の明治維新以後にできたいろんな法律の中でかなり早いときに固められた制度ですね。もちろんその

当時と今とでは戸籍の中身も違うし、目指しているものも相当違いますけれども、一貫しているのは、戸籍制度は人々をからめ捕っていく道具として使われてきたということで、昔から今までそれは変わっていない。つまり、結婚というのは、どこの国でも、ほんとはそうじゃないんだけど、おもて向きは男と女のためにある。つまり国民のためにあるんだと。そのためにいろんな保障をしてあげているんですよということを言うわけですよ。だけど、裏ではそうやって、結婚制度の中に入ってきた人たちをこの社会の礎としてつくっていく。これはどこの国でもそうなんですけども、日本の戸籍制度というのはあからさまに言うんですか、最初から国に都合のいいものだけを大事にして、ほかのものを切り捨てていくわけです。役人が自分の頭の中でつくり出していったんですよ。どういう国づくりがいいかという討論をやったり、議会で論議したことはないんです。戸籍制度というのは全部大蔵寮が太政官と協議をして、どんどんつくっていくわけです。

大蔵寮が最初にやったということから想像がつくと思うんですが、要するにお金なんです。国の財政が少しでも楽になるように。国が財政を支援して子どもの保護をしなくて済むように、安上がりな行政をしていくための仕組みは何なのかと、そこから生み出されていくのが家制度という仕組みなんです。だから、夫婦関係の規制はそんなに強くないんですが、親子関係は非常に厳しく統制されているんです。特に財産の関係です。相続。これは扶養という形で具体的に表れてくるんですが、親が子どもを扶養する。子どもが親を扶養する。とりわけ老親を子どもが面倒みると。あるいは子どもが面倒みるときに直接面倒みるのは子どもの連れ合いである女性、つまり嫁であったりする。そういうものをきちんと面倒をみさせることによって、国の財政支援を減らす。そういう目的のために手続をびっちり固めていったのが戸籍制度です。だんだんその役割が見えなくなって、今は登録簿としてあるのか、データベースとしてあるのかということもご存じないぐらいに影を薄くしているんですね。見えなくさせられています。

■家名としての氏

——今回の離婚結婚の法律に関して、戸籍のシステムの何が、それが邪魔している、一番大きいところって何なんですか。

佐藤 これを崩したらヤバイ。この国の根幹が破れるという恐怖感はみんな持っている。その恐怖感の背景をあえていえば、つまり家は大事、家制

度壊しちゃいかんということで、家って何かといったときに、つきつめていくと、彼らもよく分かっているわけなんです。最後の拠り所、すがりどころとしてもち出してきているのが「氏（うじ）」なんですよ。家名としての氏。だから、この氏の仕組みをぐらつかせない。これを変えさせない。従来どおりの仕組みのまま、つまり、戦前の戸籍制度と同じように、この氏の仕組みは戸籍の中でコントロールする。それがなんで私たちの生活をこんなふうにするのみたいに疑問はいっぱいあるんだけど、それにしがみついて戦前から戦後へと日本の家制度の核心というのがバトンタッチされたわけです。それが今も捨てられていないんです。だから、夫婦別姓に対してあんな大きな抵抗があるし、たとえば、夫婦別姓が実現したとしても、戸籍の仕組みは壊したくないんですね。

■家族単位の問題

齊藤 私が戸籍制度で一番問題だと思うのは、家族単位だということです。日本の戸籍が特殊なのは、一人一人の出生簿とか民事部分の登録簿ではなくて、家族単位だということで、これが決定的に特徴的だと思うんです。ほかの国ではそういうのはないです。戸という考え方はないので、個人の身分変動を記録するという形になっています。生まれて、結婚して、離婚してという個人の、一人の人の身分変動を記録する。親が誰かということは書いてありますけど、家族単位で戸というものを記録するというのはない。そこが決定的に違うところで、集団単位で民事身分を登録させているというところに戸籍の決定的な特徴があって、そこの一体性を崩したくないという抵抗に結びついているのが、夫婦別姓に対する反対とか、離婚に対する抵抗感ということですよ。制度的には民法はどうってことなく、戸籍のほうが実は大きいと言われる。家単位というか、核家族単位にはなったので、戦前の家制度とはまったく同じではないと思いますが、連続している側面は、頭の中に集団をイメージさせるということです。民法はそんなことはないのに、戸籍法のほうで裏側から家をイメージさせる。それは夫婦の強制的な同氏というものによって強化されているということだと思います。そこが結婚や離婚と戸籍制度のかかわりで一番大きいと思っています。

韓国は戸籍制度をやめて、個人単位化したわけですよ。そういう方向性がいんじゃないかなと私は単純に思っているんですけど、どうですかね。つまり、登録するのがいかんという、それはちょっと難しいかなと思うんですよ。登録はたぶんせざるを得ないと思う。だから、登録する

ときにどういう形式で身分登録をしていくのかというときに、家族単位でいくのか、個人単位でいくのかという選択肢があるんじゃないかと思うんですが、どうですか。

■家制度は戸籍制度

佐藤 まさに戸籍の核心というのはさっき氏と言いましたが、一つの氏によって一つの戸籍をつくり出しているわけですよ。つまり、集団として登録したわけです。これが戸籍なんですよね。家制度って何、家って何といったときに、実は家って戸籍のことなんです。つまり、一つの帳簿にまとめられた人たちを家と言っているんですね。だから、家制度というのは実は戸籍制度のことなんです。戦前の一番問題になっている民法の悪いところでよく引用されますけども、婚姻により、妻は夫の家に入る、こう書いてあります。家に入るという言葉ですね。実際に夫の側の建物に引きずられて入れられるわけでもなんでもないわけですね。戦前から過半数の新婚カップルというのは、親とは別に暮らしているんですよ。つまり夫の家に入るわけではないんです。それなのに民法では夫の家に入るって書いてあります。家というのは実は戸籍のことなんです。だから、結婚したら、妻は夫の戸籍に入るんです。

今、齋藤さんは、戦後の戸籍は大分、戦前とは変わっていて、家族単位の戸籍になって、家とは違うというふうに言いましたけれども、そうではないんじゃないか。むしろ、戦前の家がスタイルを変えた、つまり、小型化した。小型化したにもかかわらず、なお、先祖を大事にするような縦の系列はちゃんと残る。つまり戸籍は夫婦と子どもという小さな単位になったけれども、氏というのは父親か母親の氏を辿って、縦につながっているわけですよ。それは戸籍によって証明ができるわけです。戦前の家は現在も戸籍上再現できるわけです。つまり、今の戸籍制度はやっぱり家を再現することのできる家族の単位なんです。ちょうどこの国の家意識にマッチする家の仕組みとして、戦後の今も続いているんだということだと思えます。ただ、ちょっとしたイメージとしてそう連想されるだけで、そんなに大きな力を持っていない。実際には、人は家意識からだんだん解放されていて、家族、家庭、具体的な生活実態というようなものの中で暮らすようになっています。そういう中で、日本とは違う独特の家の仕組みを持っていた韓国があっさり戸籍を捨ててしまった。捨てることができた。実際、登録の仕組みが変わっただけで、韓国では相当風通しがよくなっているようです。男女の暮らし方が。実際になくなっ

たのは8年前です。

■家制度は親の問題ではない

——戸籍があると、だぶってしまうからだめだということなんですかね。単独親権だと、どこかの家族という単位にスポッと入るからそれはオーケーだけど、共同親権なんていったら、例えばフランスの子の居所は両親がそれぞれ交互にというふうになんてやったら、いちいち戸籍をぼこぼこ変えなきゃいけないのかとかという問題があるから、問題なんじゃないかな。

佐藤 今言ったようにね、居所指定権については特に第三者大綱という必要はないので、戸籍にも記載はもちろんされていませんよね。だから、直接戸籍に縛られたり、影響されたりすることはないと思うんですけども、でも、なぜ居所指定権がだぶって、離婚した夫婦が相談して決めてはいけないのかということまでひるがえって考えてみると、その発想はもともとこの国にはなかっただろうなというのは言えますよね。なぜかといったら、家制度というのは親の問題ではないからです。双方の家の問題だからです。つまり、その子をどこで育てるかというのは、その子の人権とか、その人権を配慮する親の問題以上に、家の跡取りをどう確保するかとか。つまり、親だけではなくて、親族が集まって決めるような中身なんです。だから、それが共同という形で、ほかの家と話し合わなきゃならないような仕組みというのは折り合いがつかない。最初からそういう発想は出てきようがなかったらと思います。これは居所指定権だけではなくて、親権のいろんなものも全部言えるんじゃないかなと思いますね。

■性別役割分業と男女間の賃金格差

——離婚と単独親権制でお伺いしたいんですけども、むかしは家制度で、男尊女卑というのがありましたけども、今の現実の離婚は、例えば親権制というのは親権を取るの80パーセント以上女性です。結局、その辺のしわ寄せが、男は身ぐるみ剥がされて、子どもに会えなくても養育費は取られるという仕組みはできている。それが男性と女性の不平等の温床になっているような気がするんですよ。単独親権制というのが、離婚に際してはね。

齋藤 そうですね。女だから親権者になるというのたぶん偏見ですよ。母イコール単独親権というのは偏見で、社会の性差別と同じ根っこで、それ自体はいいと全然思わないです。だから、単独親権はやめたほうがいいというのが私の考えで

すが、他にも性別役割分業が一番の温床だと思います。性別に基づいて女は女の役割を果たせ、男は男の役割を果たせという考えと結びついているという意味でご質問の状況は問題だと思います。だけでも、その性別役割はそこだけにあるわけではなくて、会社とか学校とかいろいろなところがあるので、それとあわせて変えていかないとけない問題だと思っています。

あとは、賃金格差が単純にすごく大きいので、女性のほうに再配分しようというのは、離婚に際して再配分して、所得保障を財産分与でやるとかというのはある程度はしょうがないところがあるんだろうなと思っています。だけど、それだけをやり続けたら、ほんとに不平等の温床になってしまうので、賃金格差を解消する方向を市民社会でもやらないといけないというか、それとワンセットで考えていかなければいけないと思っています。

■家意識の残存と母性神話

佐藤 親権という言葉があまりすわりのいい言葉じゃないなというのは僕も賛成で、だから、ほんとに共同子育てのための権利義務っていうんですか、そういうことなんですよ、ほんとにね。それを親権という言葉でずっと明治以後、日本はやってきた。ただ、その中身は随分解釈的に変化してきていて、民法全体の解釈としてそうなんだけれども、基本的には家のための制度から夫婦のための制度、そして子どものための制度という読み替えが行われてきているのは事実ですね。この方向自体は、ぼくは間違っていないと思います。それにもかかわらずいまだに残っている抵抗要因というのかな、やっぱり、家のために共同なんていう、夫婦の話し合いでうまくいくわけがない。どっちかに決めたほうがいいとかね、そういうのがどうしても出てきている。残っているのは、僕はこの国だろうと思いますね。

突き詰めてなんでそうなんだろうということを考えていくと、やっぱり、戸籍制度みたいなものを軸にした家意識がまだ残っているということでしょね。さっきの親権がどっちにわたるかという話では、戦前は圧倒的に父親のほうが多かったわけですね。これはなせかといったら、父親が育てるということじゃなくて、男側の家が育てるということになって、家が背後にあったわけですよ。そういう意味では子どもをどっちに渡すかというところで男優位というふうになっていったわけですが、戦後、そういう意味では家という巨大な背景が薄れた分だけ、父親なのか母親なのかというところに限定されていく中で、戦後、一気に

高まっていった母子一体感みたいな、これも神話ですけども、母親、性別役割に伴う神話ですけども、急速に膨張していくんですね。

そういう中で、小さい子は母親が育てたほうがいいみたいな、何のほかの要素はない。それだけの神話で一気に女性が親権をとるということが増えていくわけですが、そういう大きな流れの転換というのはあって当然だったろうし、やむを得ないと思うんだよね。大きく裁判官の意識も振るい落とすためには、しょうがなかったんだろうと思います。

ただ、もう少し丁寧に見ていく必要がこれからはあるだろう。それは具体的に生活と具体的な子どもの成長、そういうものを含めてちゃんと見ていけるかどうかですよ。そういうことがきちんと見ていけるのであれば、僕は共同親権を当然のごとく取り入れてもいい時代になっているだろうというふうに思います。少なくとも僕は両親が対立しないかぎり、いつ離婚しても、親権は定めなくてもいいと。とりあえず共同親権でいくんだということを暗黙の諒解で認めていってかまわないという、そのぐらいのことは僕は当然していいと思っています。対立したときにどうなるかという次の問題、当然あるわけですけども、それがないかぎりには推定共同親権で何の問題もないだろうと思っています。それは夫婦のためのものでもない。子どものための親権、子育てなんだ、子育てネットワークなんだというふうに考えていけば、それで何の問題もないだろうと思っています。



当事者の当事者による当事者のための援助組織を作りたいとの事で、日本家族再生センターを立ち上げたのは2003年ですから、すでに8年が経ったことになります。一般に自助グループや援助組織は専門家や大学教授などが運営していたり、背後で支えていたりします。そうしないと、いろんな意味で組織の維持が難しくなるからです。

ひとつには金の問題があります。どんな組織でも、最低限の経費は必要です。部屋代、光熱・通信費、などなど。これに人件費が加わる場合もあります。専門家や教授がいる事で、行政の依託や補助を得易い事、寄付や支援金を得易い事があります。当事者同士だと危険ということで、それらが得にくくなります。

もうひとつには、人間関係の問題もあります。当事者は様々な問題や困難を抱えている場合がほとんどです。少しの状況変化でパニックになったり、嫉妬妄想にかられたり、被害者意識が過剰になったりして、人間関係が壊れていくと言うリスクも無視できません。クライアントと関わる事でフラッシュバックしたり巻き込まれて不適切な支援になったりもし易くなります。

私は当事者こそ最良の援助者になりうる、と確信しています。ですから、当事者が回復していったばあい、援助者として関わってくれないか、と申し出る事も少なくありません。

この八年間に有償のスタッフも常においていたし、無償のボランティアスタッフも複数関わってもらっていました。それらの方の多くは回復しているであろう当事者だったり、当事者性を理解する人だろうとの私の読みがありました。けれど最近つくづく思うのは私は人を見る目がないなあ、ということ。

スタッフに雇った人が思い込みで暴走したり、それに巻き込まれたり、と、なんでここまで不安定なんだろう、と不思議に思う人が少なからずいました。で、私は人を見る目がないなあ、と実感。

最近雇った人が体調不良で働けなくなったり、別の仕事が本業になって、こちらにはほとんど関われなくなったり、で、スタッフの手当がつかず、私が一人で切り盛りすることも多くなりました。

けれど、私一人と言うのも、実はずいぶんやり易いな、と最近実感しています。

朝、事務所に入って、掃除機かけてその後バケツにぞうきんで部屋の床や廊下を拭き掃除です。あわせて一時間、これもまたいい運動です。

掃除はいいとして、本業は……どうなるかな。



請願書提出

顛末期

今回請願を思い立ったのは、息子の死がきっかけでした。残された母親として、息子の死を無駄にしない為、何かしなければという強い思いです。その第一歩として意見書を国に上げることを目標におきました。まず紹介議員になつてくれる議員捜しから始めました。ポストに時々議員活動報告のビラを入れていた、共産党の女性議員Mさんに、面会を求め、資料を持って説明に伺いました。親身になつてこちらの話を聞いて下さいました。偶然にもM議員の娘さんも、離婚し子供二人を連れて同居されているとのことでした。M議員にとつても、共同親権・共同養育や引き離しの問題は人ごとではなかったようです。その場ですぐに紹介議員になつて下さいました。その時に請願者は、複数いた方がよいとの、助言をうけ同じ活動仲間の、印西市民であるSさんと連名で、請願書を提出することにしました。

印西市では二四名の議員がいます。その議員の所属所・何党か・住所などの名簿をコピーして下さり、賛同してくれそうな議員を教えてもらったりして、どう行動すべきかを指示して下さいました。

去年の三月四日総会で意見書の審議が行われました。請願書はすでに採択されていましたが、肝心の意見書が、内容の不備ということで賛成反対が二分されました。結果は賛成一〇名反対一三名で不採択となりました。M議員は大変憤慨されて、議員の間でも、確執を生み出す混乱状態となりました。数ヶ月膠着状態が続いていくことになりました。

事態が動き出したのは、八月末Kネット主催による宗像さんを講師に招いての勉強会を、開いたことでした。私は全議員に参加要請の手紙を出していましたが、それに答えるかのように、公明党のH議員が意見書の、再提出の協力の申し出がありました。その間には議員同士の対立もあり、揉め事もありました。困難を乗り越えて、一月二二日無事賛成多数で、意見書が採択されたという経過をたどりました。以上が請願を提出し、意見書が採択されるまでの、一〇ヶ月に及ぶ長い道のりでした。(AIKO)

集団欲

と自己管理

不眠症、食欲不振、頭痛、胃痛、腹痛など身体の不調が明らかにあるにも関わらず、病院で検査しても異常が見つかからない事があります。「こころ」のSOSが、上記の症状として身体に現れているのです。「心が痛む」「心が躍る」「こころに正直に」など「こころ」と付く例えは数多くありますが「こころ」とは何処に存在するものなのか……？ 答えは、「脳」です。私たちは「脳」で、喜怒哀楽を自分自身で選択して、自分の感情を決めています。「脳」と言う漢字の偏は「月」(にくづき)ですが、これは身体を表しています。この偏の「月」を「心」(立心偏)に変えると、「悩み」になるんですね。悩みを軽減する方法の一つとして……。

人間の三大欲求は、食欲、性欲、睡眠欲と言われますが、心理学的な人間の生きていくための三大欲求は、食欲、性欲、集団欲です。同じ悩みを持つ仲間と悩みをシェアすることで、安心感や安堵感の気持ちを脳がキャッチしてくれます。仲間が居る！独りじゃない！と思うことが、まさに「集団欲」にあたります。身体が動かないと、仕事に支障をきたし、生活にも影響が出てきて、本来すべきことが出来ない状態に成りかねません。kネットの蓮見さんの講座で「子供に会うために知っておくべき五つのポイント」の一項目は「心身の自己管理を大切にする」とあります。kネットのワークに参加することで仲間や気付きを持つことは、「こころ」に元気と活力を与える薬になると思います。(宇野努)

自らの行動が

変革の力

愛する子供達と会えない、それがまかり通つてしまふ日本という国。

当事者達による様々な活動やハーグ条約の批准を求める欧米各国からの非難で、ようやく政治家やマスコミも共同親権に関心を持つ様になって来ましたが、道のりはまだまだ遠いようです。

私も当事者の一人です。幸い、kネット等様々な活動グループを知る事ができ、そこに関わる事で救われている様に感じています。私の住む地方ではこのような問題がごく少数なのか、もしくは地域性なのか、話題にあがる事は皆無です。当事者でない人が関心がないのは理解できますが、インターネットそのものが、まだまだ地方では都会に比べて一般的ではない様にも感じます。

このような環境の中で、いかに多くの人にこの問題に関心を持ってもらうかは、リアルな世界での活動にかかっています。しかし、一緒に活動してくれる同志もなかなか見つけられません。自分自身の行動のみが結果を見いだす事となります。これは勇気が必要な事です。

周りの人からは異端に見られるからです。皆様も感じていらっしゃると思いますが、今年はこの問題が大きく進展する可能性があります。愛する子供達や、自分自身の為にも普段の生活に流される事なく粘り強く主張して行きましょう。私は現状が変わるまで努力し続けます。

(柳原 賢)

互版

□これまで

一・二・三 会報印刷
 一・二・五 k ネット交流会
 一・二・八 親子交流くにたち
 ホットライン
 二〇一一年
 一・七 k ネット会議
 一・二二 相談受付
 一・二四 k ネット会議
 一・一八 ハンドブック打ち合
 わせ
 一・二二 k ネット交流会
 一・二七 相談受付
 一・二九 合宿
 二・二二 相談受付
 二・四 ハーグ条約議員勉強
 会
 二・八 青山社中遠藤さんと
 会う、相談受付
 二・二四 議員ロビー
 二・二五 議員ロビー
 二・一六 k ネット会議
 二・一八 相談受付
 二・二〇 総会、学習会「法制

化運動の現状と課題」
 二・二二 相談受付

□これから

★k ネット相談日

日時・第二、第四木曜日（三
 月一〇日、二四）、一八〇〇
 〇（二一〇〇、場所・k ネット
 事務所、料金二〇〇〇円（一
 時間、一時間超は一時間毎に
 一〇〇〇円の加算）相談日以
 外でもご予約の上相談は受け
 付けます。

★会えない親子のホットライ ン

日時・第二、第四火曜日（三
 月八日、二二日）二〇〇〇
 〇（二二〇〇、無料、番号Ⅱ
 〇四二・五七三・五七九一、主
 催・親子交流くにたち

★女のグループワーク／男の グループワーク

日時・三月一二日、女のグ
 ループワーク一〇〇〇〇〇
 〇（二〇〇〇、男のグループワー
 ク一三〇〇〇〇一六〇〇〇、料金
 二〇〇〇円、場所・k ネット
 事務所、ファシリテーター味
 沢道明、主催・日本家族再生

センター、問い合わせ・k ネット

★k ネット交流会

日時・毎月第四土曜日（三
 月二六日）一三三〇〇〇
 〇（一六〇〇、場所・k ネット事
 務所、参加費・五〇〇円、当
 日直接お越しください。

★親子交流くにたち定例会

日時・毎月第一木曜日（三
 月三日）、場所・国立ス
 ペースF（国立市中三一
 一―一六）、問い合わせ・
 〇四二・五七三・四〇一〇（ス
 ペースF）

【k ネット東京事務所の移転】

現在のk ネット事務所はオー
 ナーの都合により三月一〇日
 で移転することになりました
 た。現在、国立市内での新事
 務所開設を目指して準備して
 いますが、東京での相談およ
 び交流会・グループワーク、
 セミナーの開催は、銀座の東
 京事務所にて行いますのでご
 注意ください。

東京都中央区銀座三―一三一
 一九、東銀座三―一三ビル七階
 「東銀座三丁目ビルセミナー
 ルーム」最寄り駅Ⅱ日比谷線
 東銀座駅徒歩一分、都営浅草

線東銀座駅 徒歩一分、銀座
 線銀座駅徒歩五分、丸ノ内線
 銀座駅徒歩一〇分／タクシー
 「銀座、昭和通りの三原橋の
 交差点に行ってください」と
 お伝えください。

よい子のハーグ条約講座

k ネットでは、最近話題の
 ハーグ条約「国際的な子の奪
 取の民事面に関するハーグ条
 約」についてわかりやすく解
 説するホームページを解説し
 ました。
 ムナ造、ワル造、パパが登場
 します。見てね。



<http://kyodosinken.com/hague.html>

会員募集と寄付のお願い

私たちは、親子の引き離し
 状況を改善し、共同養育・共
 同親権を実現する法整備、社
 会制度作りを目指す別居親団
 体です。

立法府への提言、ロビー、
 裁判所の運用改善、別居親へ
 の情報提供、地方自治体への
 要請などを通じて、親どうし
 が別れても、親子が親子で
 あるための活動を行います。
 ホームページ、ブログを運営
 し、会報「共同親権運動」を
 発行しています。

いっしょに活動してくれる
 仲間、賛同者を募っています。
 年会費・三〇〇〇円、また、
 活動には経費がかかります。
 みなさまからのご寄付をお願
 いします。会費・ご寄付はメ
 ンバーに手渡し、以下にお
 振込みください。

■郵便振替 〇〇13015
 472679 加入者名k
 ネット

■銀行口座 三菱東京UF
 J 銀行新宿中央支店（普）
 3166777 一般社団法人
 共同親権運動ネットワーク